

平成 22 事業年度における業務の実績に関する全体的評価表(案)

平成 23 年 8 月 9 日

総務省独立行政法人評価委員会

平和祈念事業特別基金分科会

平成22事業年度における業務の実績に関する全体的評価表

I 業務の実績に関する項目別評価総括	
1 業務の効率化（人事に係るマネジメント等）	<p>1 業務経費の削減 業務経費について、22年度は21年度と比較して10%の削減を行っており、また、人件費についても、21年度と比較して15.7%の削減を行っていることから、業務運営の効率化を進め、節減に努めていると認められる。 ラスパイレス指数は109.0で昨年より1.8の改善となっており、年齢別、地域別勘案では94.9、年齢別、地域別、学歴別勘案では95.8となっていることから、概ね国家公務員と同水準であると考えられる。</p> <p>2 外部委託の推進 平和祈念展及び講演会等の会場設営、運営等の外部委託や、特別給付金支給業務の電話対応及び事務処理業務の外部委託を実施することにより、外部のノウハウを活用して業務の効率化を図るとともに、コア・コンピタンスの蓄積に配慮しており、評価できる。</p> <p>3 組織運営の効率化 4月当初は、9月末の解散に向けた業務の縮小に伴う人員削減を行うため、退職職員等の補充を行わず3人の削減を実施するとともに、シベリア特措法成立・施行に伴う新規事業の発生に対しては、組織再編を行うことにより、組織全体では4月当初に比べて2名の増員に抑えたことから、追加・機動的な人員配置を行ったと評価できる。</p> <p>4 随意契約の見直し 随意契約の見直しについては、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月30日策定）に基づいた取組を実施した結果、20年度と比べ、随意契約の割合が件数・金額ともに減少しており、一般競争入札についても、一者応札や一者応募に該当するものがないことから、見直しの必要性はないと契約監視委員会から承認を得ていることは評価できる。 また、監事によるチェックについても、月例の役員会で契約実績の報告及び質疑に関する説明を実施している。 よって、競争性及び透明性が十分確保され、契約の適正化を推進する取組が着実に実施されていると評価できる。</p>
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（事業の実施等）	<p>1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集 資料の収集については、収集件数は結果として0件であったものの、関係団体に協力を依頼し、資料館を受付窓口として収集に努めており、寄託品の寄贈への切替えについても、寄託者26名（333件）に対し、6名（38件）から寄贈承諾</p>

書を得ることができ、1名（152件）に資料を返還していることから、目標を概ね達成したと評価できる。

(2) 資料の保管

資料の保管については、一部において指定された場所に収納されていないものが見受けられたことは残念であるが、種類ごとに適切な保存措置を講じ、定温、定湿の美術品専用宝庫に保管し、燻蒸処理や劣化防止措置等も実施しているなど、概ね良好な保管環境のもとに適切な保存措置が講じられていると言えることから評価できる。

(3) 資料の展示

① 資料館では、展示内容の充実を図るとともに、広報の実施、説明員による積極的対応、月曜日の臨時開館の継続及び開館時間の弾力的措置、リピーターに対する各案内状の送付等を実施したものの、上半期の入館者数は29,388人となり、目標である33,000人に対し89.1%の達成率となった。なお、中期目標で定められた2年6ヶ月で13万人という目標に対しては、入館者数126,928人、達成率97.6%となっている。

② 特別企画展では開催中の入館者数が前年の同期間の入館者数の2.3%増、講演会等では資料館の入館者数が前年同時期の入館者数の約2倍、平和祈念展については6日間の開催期間中の入場者が56,832人となるなど、資料館の入館者増に対し一定の効果があつたと認められる。

③ 資料館のほか、平和祈念展、講演会等においてアンケートを実施し、全てのアンケートで過半数の方から満足の回答を得ており、さらに、アンケートの結果を踏まえた対応をしていることは評価できる。

④ 資料の貸出しに関して、展示業務が終了する9月末までに返還することを条件に、2か所、合計193点の貸出しを実施していることは評価できる。

以上のことから、それぞれの項目で定められた目標について、その多くを十分に達成していると認められる。

(4) 基金解散後の資料等の在り方

実物資料や図書資料の情報を総合情報データベースシステム内にデータとして整備し、ハードウェア（サーバー）及び基盤ソフトウェアの更新等を行い、総務省に引き継いだことは評価できるものの、実物資料の一部について、使用関係がきちんと整理されていないものや指定された場所に収納されていないものがあるなど、円滑に移管したとは言えない状況が見受けられたことから、改善すべき余地があつたと認められる。

(5) インターネット資料館の運用

6か月間のアクセス件数が193,131件に達し、広く国民に資料を公開することができたことから、目標を十分に達成したと評価できる。

## 2 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

### (1) 出版物等の活用

出版物については、「平和の礎追補版」を刊行し、図書館、学校等に配布するとともに、「遙かなる紅い夕陽」を増刷して、他の出版物とともに資料館、平和祈念展での頒布を実施し、広く閲覧の用に供していることは評価できる。

また、基金制作のビデオを1日7回上映したほか、新企画として、朗読会の様子のビデオ上映や、3問題に関する5作品のビデオ上映等、ビデオの積極的な活用を図ったことにより、鑑賞者から好評を得たことは評価できる。

### (2) 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

戦争体験の労苦を語り継ぐ集いを、関係団体へ委託して開催し、7会場において843名の参加があったことや、開催に当たって、地方展示会（6カ所）と同時開催して、効率的な運営を実施していることから、目標に沿って、計画的かつ効率的に事業を実施したと認められる。

### (3) 語り部の積極的活用

昨年比べて大きな改善点はなかったものの、資料館に語り部を延40人以上配置する計画に対し、延66人を配置し達成率は165%となっていることや、来館者に好評であったことは評価できる。

### (4) 催し等への助成

(財)全国強制抑留者協会に対して、中央慰霊祭、地方慰霊祭及びシベリア慰霊現地訪問経費について助成を行っていることから、目標に沿って助成を行うことができたことと認められる。

また、戦後強制抑留関係者特別慰藉基金の執行について、実施要領に基づき、申請を承認し、実績の報告を受けており、適切に指導、監督を実施していると評価できる。

## 3 特別記念事業

慰霊碑について、設置場所の整備や、揮毫の依頼などの手配等を行い、目標の7月末までに工事を完了し、9月末に国に移管したことや、遺族等を招いて除幕式を執り行い、その模様がテレビ、新聞等で報道されたことにより、戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めるとともに、関係者に対し慰藉の念を示すことができたことは評価できる。

## 4 特別給付金支給事業

### (1) 特別給付金の支給

法案立案時の推計対象者数 67,000 件に対して、請求受付件数は 62,277 件（推計対象者数の 90%以上）に及び、56,448 件を認定、うち 51,802 件に支給（受付件数の 80%以上）できたことは十分評価できる。

(4) 特別給付金支給事業実施の周知

特別給付金の請求受付件数が、推計対象者数 67,000 件に対して、62,277 件（このうち約 8 千件は特別慰労品を受けなかった方からの請求）に及んだことは、様々な広報活動の実施により、対象者へのきめ細かい周知を徹底し、請求の促進を図った結果であると認められる。

(5) 特別給付金の支給のための準備

対象者に早期の申請を促すため、過去に特別慰労品を受けられた方などに直接ご案内を送付したほか、申請者の負担を軽減する請求書の作成など、事業の円滑な実施を図るための種々の事前準備は行ったものの、特別給付金支給システムの設計や、業者等に対する事前研修などが十分でなく、また、受付当初に膨大な申請が集中する状況を想定せず、十分な業務フローを構築することができなかつたため当初の認定に遅れが生じたことなど、当初改善すべき点があったことから、事前準備は十分ではなかつたと認められる。

(6) 標準審査期間の設定

標準審査期間内の処理実績は、1 か月とするものについて 23.3%、3 か月とするものについて 24.6%であり、達成目標を大幅に下回った。

その主な要因は、事務処理のフロー及び処理体制を事前に確実に構築することができなかつたこと等のほか、受付開始から 2 週間余りの間に膨大な申請（総申請件数の 67.4%）があったことなどが挙げられる。

しかし、このような状況に対応するため、時間外勤務、休日出勤により事務処理体制を拡充したほか、委託業者に対し昼夜交替制の勤務体制を整えさせるなどの措置を講じ、年度内には多くが速やかに処理されるようになった結果、総申請者の 90%以上を認定できたことは、ある程度評価できる。

(7) 申請者への通知

特別給付金の該当者 56,448 人に対しては、認定通知書を、内閣総理大臣の書面を同封のうえ認定後 1 週間で送付し、非該当者 63 人に対しては、決裁後速やかに、理由を付して却下通知書を送付したことは評価できる。

5 その他の重点事項

(1) 効果的な広報

	<p>交通広告については、特別企画展開催時のゴールデンウィークや夏休み期間に的を絞って実施し、また、1つの広告媒体に複数の内容を盛り込むなど効率的な広告が実施されたことは評価できる。</p> <p>また、ホームページ上での特別企画展等の新着情報の提供、資料館が入居している新宿住友ビルの入居企業への来館要請など、様々な手法により積極的に広報活動を実施したことから、広く一般の方に周知を図ることができたと認められる。</p> <p>(2) ホームページの充実 ホームページについては、新たにインターネット資料館を開設したことにより、アクセス件数が上半期で38万件以上という目標に対して、579,544件で153%を達成したことや、「平和の礎追補版」を電子データとして掲載する等内容の充実を図ったこと、特別企画展等の開催情報や語り部の参加情報、資料館の休館のお知らせ、入札の新着情報、特別給付金支給事業の進捗状況を掲載するなどして、適時適切な情報提供ができたことは高く評価できる。</p> <p>(3) 地方公共団体との連携 特別給付金について、全都道府県、政令市、全市区町村に法律の概要等を送付し、広報誌への掲載などの協力要請を行うと同時に本邦帰還日調査の協力を依頼していることから、地方公共団体と緊密な連携を図ることができたと認められる。</p> <p>(4) 関係資料館との連携 基金では、全国各地の関係資料館との間でお互いのパンフレット、リーフレット等を備えたほか、ホームページの相互リンクや出版物、DVD、ポスター、チラシの送付などを行い、関係資料館との連携に努めたが、平成22年度は、これら以外には、専門委員を「舞鶴引揚記念館のあり方検討委員会」のオブザーバーに就任させることに同意し、同記念館の運営検討に協力するという程度にとどまっており、なお改善の余地があった。</p> <p>(5) 基金記録史の作成・掲載 事業の実績等を経緯編として整理し、平成21年度に実施した会議開催の記録や関係規程を整理したものを、逐次、ホームページの「基金記録史（暫定版）」に追加して情報提供を行っていることは、目標に十分に対応したと評価できる。</p>
3 財務内容の改善	<p>運用資金については、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、堅実な資金管理に努めていることから、安全かつ適切な運用を行っていることと認められる。</p> <p>運営費交付金の執行率は79%であったが、これは交通広告の見直し等の予算執行管理と一般競争入札の徹底及び人件費の抑制によるものであり、妥当なものであると認められる。</p>

	<p>運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされていることから、問題ないものと認められる。</p>
<p>4 その他</p>	<p>1 環境対策 環境方針に沿って、全 38 品目の調達目標の 100%を昨年に引続き達成していることや、日常的に両面コピーの促進及びペーパーレス化等を実施し、東日本大震災後は徹底した節電対策を実施していることから、環境に配慮した業務運営を継続的に行っていると認められる。</p> <p>2 危機管理 入居ビルの防火防災訓練及び防火研修会に参加した際に、資料館の危機対応マニュアル等に基づいて訓練等を行っていることから、危機管理体制の充実及び職員の意識の向上を図っていると評価できる。</p> <p>3 職場環境 セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントについては、防止の取組に係る会議の開催、職員への周知の実施、女性相談員の配置、相談体制の整備を行う等、管理を徹底しており、また、メンタルヘルスについても会議を開催し、注意を喚起していることから、いずれについても、管理を徹底し、配慮に努めたと評価できる。</p> <p>4 内部統制・ガバナンス強化 問題即決型的手法である全体会議の毎日の開催や、to do リストの作成などの未達成事項の確認と達成に向けた対応策を検討できる体制の整備などを行っている。なお、一部の業務において、組織内の意思疎通が十分に図られておらず、資料の国への移管に支障が生じたり、特別給付金支給事業において受付当初の認定がスムーズにいかなくなったりするなどの状況が発生したことから、特別給付金支給事業において、認定体制の再構築を行い、事務処理体制の拡充を積極的に実施する等の早期支給の達成を阻害する要因の洗い出しを行い、組織全体として重要なリスクの把握・解消に取り組んだ。</p> <p>これにより、全体としては、理事長を中心として、内部統制・ガバナンスの強化に努めたと認められる。</p>
<p>II 中期計画全体の評価（項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況）</p>	
	<p>平和祈念展示資料館では、企画展の開催など展示内容の充実を図るとともに、様々な手法による積極的な広報活動などを行い、入館者数は目標の 89.1%となった。また、平和祈念展や講演会等の開催などを行い、入館者増に対し一定の効果があったほか、</p>

	<p>これらのアンケートでは資料館でのアンケートとともに過半数の方から満足の回答を得ていることから、目標どおりの成果を上げていると評価できる。</p> <p>一方、資料の移管については、総合情報データベースを整理し、ハード及びソフトを更新したうえ、総務省に引き継いだことは評価できるが、使用関係がきちんと整理されていないものや、指定された収納場所に収納されていないものがあるなど、円滑に移管されたとは言えない状況があったことは残念であった。</p> <p>特別給付金支給事業については、受付開始直後の膨大な請求の集中に対し、事前準備が不十分であったことなどから、当初の認定に遅れが生じ、標準処理期間内に処理できなかったものが多数生じたものの、法案立案時の推計による対象者数 67,000 件に対し、事業開始から5 か月余りで 62,277 件を受け付け、56,448 件の認定を行い、51,802 件の支給を行ったことは評価できる。対象者が御高齢であることをかんがみ、今後も迅速な処理に努めることが望まれる。</p> <p>なお、経費総額や人件費の削減については、引き続き更なる削減のための努力を行っていくことを期待したい。</p> <p>以上のことから、項目別評価を総合すると、「目標を概ね達成」と認められる。</p>
<p>Ⅲ 組織、業務運営等の改善、その他</p>	
	<p>22 年度の組織、業務運営等については、特別給付金支給事業の実施にあたり、事業部の再編成を行うなど、追加・機動的な人員配置に努めており、事業を少人数で効率的に実施しているものと認められる。今後とも、外部委託の活用、組織の弾力的な運用等により、効率的な業務運営に努めていくことを期待する。</p>